

平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律案(閣法第一号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、平成二十三年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特例公債の発行

財政法第四条第一項ただし書の規定による公債のほか、予算をもって国会の議決を経た金額(平成二十三年一般会計第二次補正後予算において三十六兆九千八百八十億円)の範囲内で、公債を発行することができる。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

なお、この法律の題名を改め、基礎年金の国庫負担の追加に伴い見込まれる歳出の増加に充てるために必要な財源の確保に係る規定を削除するとともに、施行期日を公布の日に改める内閣修正が行われた。

また、衆議院において、政府は、子ども手当の支給等の見直しによる歳出の削減について、平成二十三年

度の補正予算において必要な措置を講ずる旨の規定を加える修正が行われた。